生第104398号	化成肥料	くみあい尿素入り化成366マザーKCA	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目8番10号
生第104399号	化成肥料	くみあい尿素苦土ほう素マンガン入り化成403	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目8番10号
生第104400号	化成肥料	くみあい苦土入り化成700マザー	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目8番10号
生第104401号	化成肥料	くみあい塩加燐安800	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目8番10号
生第104402号	化成肥料	くみあい塩加燐安806	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目8番10号
生第104405号	化成肥料	くみあいほう素入り化成55－0.2	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目8番10号
生第104406号	混合加里肥料	混合加里肥料1号	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目8番10号
輸第104374号	配合肥料	BB290－2号	株式会社FYC	福岡県福岡市中央区港2丁目1番5号
輸第104379号	副産苦土肥料	軽焼マグネシアS	海岩畝産株式会社	千葉県市原市姉崎東一丁目8番地7住友ビル203号
輸第104380号	副産加里肥料	スーパーK　2号	蝶理株式会社	大阪府大阪市中央区淡路町一丁目7番3号
輸第104381号	硫酸苦土肥料	硫酸苦土肥料1号	アンデス貿易株式会社	東京都千代田区神田司町二丁目10番地
輸第104382号	塩化加里	59.0塩化加里	株式会社中村商会	東京都中央区日本橋本石町三丁目1番7号
輸第104385号	液体微量要素複合肥料	Redox Micro＋Flowable（マイクロ＋フロアブル）	株式会社アクションコーポレーション	東京都中央区新富一丁目18番12号
輸第104391号	被覆窒素肥料	42被覆窒素70	アイアグリ株式会社	茨城県土浦市北神立町2番地12
輸第104407号	混合窒素肥料	ENTEC25	シーアイマテックス株式会社	東京都中央区京橋一丁目18番1号
輸第104408号	化成肥料	ENTEC24－14	シーアイマテックス株式会社	東京都中央区京橋一丁目18番1号

2　保証成分量その他の規格（肥料取締法第4条第1項第3号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料取締法第4条第1項第3号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（次のとおり）は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第七十五号

小型自動車競走法（昭和二十五年法律第二百八号。以下「法」という。）第四十三条第二項において準用する法第四十二条第一項の規定に基づき、平成三十年四月一日付けで競走実施法人として次の法人の指定を更新したので、法第四十三条第二項において準用する法第四十二条第二項の規定に基づき公示する。

平成三十年四月三日

経済産業大臣　世耕　弘成

一　名称　一般財団法人東日本小型自動車競走会

二　住所　埼玉県川口市青木五丁目二十一番一号

三　事務所の所在地　埼玉県川口市青木五丁目二十一番一号

○経済産業省告示第七十六号

小型自動車競走法（昭和二十五年法律第二百八号。以下「法」という。）第四十三条第二項において準用する法第四十二条第一項の規定に基づき、平成三十年四月一日付けで競走実施法人として次の法人の指定を更新したので、法第四十三条第二項の規定に基づき公示する。

平成三十年四月三日

経済産業大臣　世耕　弘成

一　名称　一般財団法人西日本小型自動車競走会

二　住所　福岡県飯塚市鯰田字赤松尾百四十七番地三

三　事務所の所在地　福岡県飯塚市鯰田字赤松尾百四十七番地三

○経済産業省告示第七十七号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十六条第一項第二号ロの指定をしたので、同法第百五十九条第一項第二号の規定に基づき公示する。

平成三十年四月三日

経済産業大臣　世耕　弘成

計量法第十六条第一項第二号ロの指定をした外国製造事業者

指定番号	指定年月日	事業の区分の略称	外国製造事業者の名称	指定する工場又は事業場の名称及び所在地
二八〇Ｃ二一六	平成三十年三月十五日	血圧計第一類	Guangdong Transtek Medical Electronics Co.,Ltd.	Guangdong Transtek Medical Electronics Co.,Ltd. No.105, Dongli Road. Torch Development District 528437 Zhongshan, Guangdong PEOPLE'S REPUBLIC OF CHINA

○国土交通省告示第五百六十六号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年四月三日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成三十年四月三日

国土交通大臣　石井　啓一

路線名　中央自動車道富士吉田線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
八王子市裏高尾町一一六六番四から同市裏高尾町一七一〇番まで	前	最大 一九六 最小 一一	二、七八一
	後	最大 一九六 最小 一一	
相模原市緑区千木良字千坂越一六一四番一から同市緑区小原字板橋三七七番八まで	前	最大 一七三 最小 二四	一、四三〇
	後	最大 一九九 最小 三四	

○国土交通省告示第五百六十七号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年四月三日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成三十年四月三日

国土交通大臣　石井　啓一